

第4回 境港市議会（定例会）会議録（第6号）

議事日程

平成14年12月24日（火曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案第81号 議案第94号 議案第95号
陳情第18号 陳情第7号 陳情第9号

（総務委員会委員長報告）

議案第83号 議案第84号 議案第85号 議案第86号 議案第87号

議案第88号 議案第89号

陳情第14号 陳情第15号 陳情第16号 陳情第17号

（教育民生委員会委員長報告）

議案第82号 議案第90号 議案第91号 議案第92号 議案第93号

（経済建設委員会委員長報告）

市町村合併問題調査について

（市町村合併問題調査特別委員会委員長報告）

第3 報告第18号 議会の委任による専決処分の報告について

議案第96号 平成14年度境港市一般会計補正予算（第4号）

議案第97号 平成14年度境港市下水道事業費特別会計補正予算（第2号）

議案第98号 平成14年度境港市境港新都市土地区画整理費特別会計補正予算（第1号）

議案第99号 境港市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

第4 議員提出議案第8号 「隠岐諸島西方における米軍水中爆破訓練の実施に関する意見書」の提出について

第5 議員提出議案第9号 境港市存続についての決議

本日の会議に付した事件

日程と同じ

出席議員（18名）

1番 下西淳史君

2番 石長靖哉君

3番 永田辰巳君

5番 定岡敏行君

6番 松下克君

7番 安田優子君

8番 長谷正信君
10番 渡辺明彦君
12番 竹内祐治君
14番 植田武人君
16番 岩間悦子君
18番 岡空研二君

9番 荒井秀行君
11番 水沢健一君
13番 南條可代子君
15番 黒目友則君
17番 米村一三君
19番 森岡俊夫君

欠席議員
なし

説明のため出席した者の職氏名

市長 黒見哲夫君
収入役 北山茂君
総務部長 中村勝治君
産業環境部長 松本健治君
総務部次長 安倍和海君
産業環境部次長 足立一男君
・教育事次・ 門永幸雄君
財政課長 足立明彦君
通商課長 山本修君

助役 竹本智海君
教育長 池淵一郎君
市民生活部長 早川健一君
建設部長 狩野宏君
市民生活部次長 景山憲君
建設部次長 田原万実君
総務課長 門脇俊史君
秘書課長 洋谷英之君
教育総務課長 宮辺博君

事務局出席職員職氏名

局長 武良幹夫君
調査庶務係長 阿部英治君

議事係長 戸塚扶美子君
調査庶務係主幹 片寄幸江君

開議（10時00分）

議長（下西淳史君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（下西淳史君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

署名議員に、荒井秀行議員、米村一三議員を指名いたします。

日程第2 議案第81号～議案第95号・陳情第14号～陳情第18号
陳情第7号・陳情第9号

市町村合併問題調査について

(各委員会委員長報告)

議長(下西淳史君) 日程第2、議案第81号から議案第95号及び陳情第14号から陳情第18号、閉会中の継続審査となっておりました陳情第7号、陳情第9号並びに市町村合併問題調査についてを一括上程し、各委員会委員長の報告を求めます。

まず、総務委員会委員長、水沢健一議員。

総務委員会委員長(水沢健一君) 総務委員会委員長報告を行います。

今期定例市議会において総務委員会に付託されました議案3件、陳情1件、閉会中の継続審査となっています陳情2件について、審査の結果を申し上げます。

審査に当たっては、竹本助役を初め担当部課長、関係職員多数の出席のもと、慎重に審査をしたところであります。

初めに、議案第81号、平成14年度境港市一般会計補正予算(第3号)について申し上げます。

本補正予算における歳出の主なものは、市税等過誤納付金還付金1,193万円余、生活支援ハウス整備事業費1,719万円余、生活保護費5,461万円余、水木しげる記念館開館に伴う運営費ほか関連経費1,311万円余、上道小学校冷暖房設備改修事業費3,244万円余などの増額であります。一方、歳入についても、国庫支出金8,267万円余、県支出金1,277万円余、財産収入3,367万円余、繰越金5,511万円余のほか、使用料及び手数料、寄附金、諸収入、市債の増額を見込み、歳入歳出それぞれ2億289万3,000円を増額し、予算総額を173億3,323万7,000円とするものであります。なお、上道小学校冷暖房設備改修事業については、債務負担行為の追加措置を講じております。

当補正予算は妥当なものと認め、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第94号は、重要な公の施設の指定に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。水木しげる記念館の開館に伴い所要の整備をするものであり、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第95号は、境港市及び美保関町境水道大橋通行料金助成協議会の廃止についてであります。境水道大橋の通行料金無料化に伴い当協議会を廃止するものであり、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第18号は、有事立法に反対する鳥取県西部地区連絡会代表、足立節雄氏から提出の有事法制に反対する陳情であります。また、閉会中の継続審査となっております陳情第7号は、美保平和委員会会長、明石孝男氏ほか1団体から提出の有事法制に反対する意見書の提出についての陳情であり、陳情第9号は、境港市職員労働組合執行委員長、中島ちから氏ほか1団体から提出の第154通常国会審議中の有事関連法案に対する意見書提出の陳情であります。陳情第18号は、陳情第7号と陳情第9号とも関連があります

ので、一括審査をしました。

継続審議扱いとなっている有事関連3法案は、地方公共団体や住民の生活に深くかかわる内容を含んでおり、日本をどう守るのか十分に審議されていない、慎重に審議すべきとの意見もあり、審査の結果、3陳情とも賛成多数で、閉会中の継続審査とすべきものと決しました。ただし、1名の委員より採択すべきとの意思表示がありましたことを付言いたします。

以上、総務委員会委員長報告を終わります。

議長（下西淳史君） 次に、教育民生委員会委員長、岩間悦子議員。

教育民生委員会委員長（岩間悦子君） おはようございます。教育民生委員長報告を行います。

今期定例市議会において教育民生委員会に付託されました議案7件、陳情4件の審査を、助役を初め各部課長、関係職員出席のもとに行いました。審査結果を申し上げます。

議案第83号は、境港市介護予防筋力向上トレーニング事業手数料の徴収に関する条例制定についてであります。この条例は、介護予防筋力向上トレーニング事業を利用する際の手数料を定めたもので、手数料は、機能訓練手数料1回当たり200円、送迎手数料は片道当たり40円と定めるもので、この条例は平成15年1月1日から施行するものであります。全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第84号は、境港市生活支援ハウス手数料の徴収に関する条例制定についてであります。この条例は、生活支援ハウスに入居する際の手数料を定めたもので、国の定める利用者負担基準に従い徴収するものであり、この条例は平成15年1月1日から施行するものであります。全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第85号は、海とくらしの史料館条例の一部を改正する条例制定についてであります。この条例は、70歳以上の者及び心身障害者にも応分の負担を求めることを目的に、海とくらしの史料館の入館料について改定するものであります。改定入館料は、心身障害者100円、70歳以上の者を400円とするもので、この条例は平成15年4月1日から施行するものであります。全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第86号は、境港市民体育館条例の一部を改正する条例制定についてであります。この条例は、市民体育館の使用にかかわる利便性の向上を図るため、夜間の使用料の時間区分4時間単位を2時間単位に改正するもので、この条例は平成15年4月1日から施行するものであります。全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第87号は、境港市民温水プール条例の一部を改正する条例制定についてであります。この条例は、心身に障害を有する人等にも応分の負担を求めることを目的に、市民温水プールの使用料に関し改定するものであります。使用料を、心身障害者・機能回復訓練者は260円に、70歳以上の者は520円に改定するもので、この条例は平成15年7月1日から施行するものであります。賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。ただし、1名の委員より反対の意思表示がありましたことを付言いたします。

議案第 88 号は、境港市特別医療費助成条例の一部を改正する条例制定についてであります。この条例は、健康保険法施行令の改正に伴い所要の改正をするもので、この条例は公布の日から施行するものであります。全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 89 号は、境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてであります。この条例は、地方税法の改正に伴い、国民健康保険税について、上場株式等の譲渡損失の繰り越し控除の創設等をするものであります。この条例は平成 15 年 1 月 1 日から施行するものであります。全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第 14 号について申し上げます。本陳情は、鳥取の保育を考える会の代表、石井由香利氏からの提出で、保育所最低基準職員配置の改善を求める意見書提出に関する陳情であり、保育所運営の基本となる最低基準の職員配置基準の抜本的改善を求める趣旨のものであります。教育の現場でも少人数化しており、保育の現場でも少人数化は妥当であるという意見がありましたが、採決の結果、趣旨採択とし、意見書は提出しないと決しました。ただし、1 名の委員より、採択し、国に意見書提出すべきものとの意思表示がありましたことを付言いたします。

次に、陳情第 15 号は、陳情第 14 号と同じ代表者からの提出で、保育所運営費の基準の改善を求める意見書提出に関する陳情であり、保育事業推進のために保育所運営費の基準の改善と、多様な保育サービスに対して適切な財政措置を講ずることを求めるという趣旨のものであります。国の財政不足を視野に入れて考える必要があるという意見もあり、採決の結果、全員異議なく、趣旨採択とし、国に意見書は提出しないことと決しました。

次に、陳情第 16 号は、社団法人日本オストミー協会鳥取県支部鳥取さざんかの会会長、澤重則氏から提出の人工肛門・人工膀胱・保有者補装具自己負担助成についての陳情であり、今まで補装具等自治体サイドで補助は受けているが、日常生活の面での苦勞も多く、個人負担全額助成の確立をとの趣旨のものであります。全額助成は、他の身障者との公平性もあるので、趣旨を理解し、今までの経緯を尊重し継続していくという意見などもあり、採決の結果、全員異議なく、趣旨採択と決しました。

次に、陳情第 17 号は、全日本年金者組合鳥取県西部支部支部長、増田修治氏からの提出の物価スライドによる年金引き下げに反対し最低保障年金制度の創設を求める陳情であります。この陳情は、物価スライドの凍結解除による年金切り下げと年金への課税強化を行わないこと、2004 年の年金改定に当たっては、保険料の引き上げ、給付額の引き下げなど、これ以上の年金改悪を行わないこと、全額国庫負担による最低保障年金制度をつくり、すべての高齢者が安心して暮らせるようにすること等の内容のものであります。年金は払った者に対する給付が原則であり、創設は無理がある、年金を掛けなくても給付とはいかがなものかとの意見があり、採決の結果、全員異議なく、不採択と決しました。

以上で教育民生委員長報告を終わります。

議長（下西淳史君） 次に、経済建設委員会委員長、渡辺明彦議員。

経済建設委員会委員長（渡辺明彦君） おはようございます。経済建設委員会委員長報告を行います。

今期定例会において経済建設委員会に付託された議案5件について、審査の結果を申し上げます。

審査に当たりましては、竹本助役を初め担当部課長及び関係職員多数の出席のもと、慎重に審査をしたところであります。

初めに、議案第82号は、平成14年度境港市下水道事業費特別会計補正予算（第1号）であります。これは、米子空港滑走路延長に伴う下水道センター区域内の都市計画決定変更図書作成委託料と下水道料金等審議会委員の報酬を増額補正するものであり、本議案は妥当なものと認め、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第90号は、さかいポートサウナ条例の一部を改正する条例制定についてであります。これは、さかいポートサウナの入浴料を、現行70歳以上の者に適用している減免措置を廃止し、一般の入浴料と同額とするもので、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。ただし、1名の委員より反対の意思表示があったことを付言いたします。

次に、議案第91号は、境港市営住宅条例の一部を改正する条例制定についてであります。蓮池町引揚者住宅の一部用途廃止に伴い、戸数を5戸から4戸に変更するものなどで、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第92号は、境港市公共下水道条例等の一部を改正する条例制定についてであります。これは、下水道料金等審議会の答申を受けて、公共下水道の使用料及び下水処理施設使用料を改定するものであります。本市の下水道料金は、平成9年以降、鳥取県西部地震の影響で見直しが延期されており、下水道事業の円滑な運営や未普及地域住民との税負担の公平性の観点などから、このたび見直しを行うものであり、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第93号、水木しげる記念館条例制定について申し上げます。これは、水木しげる氏の偉業を広く後世に伝えるとともに、妖怪文化への親しみと理解を深めるために、本市が建設した水木しげる記念館を管理運営するための条例制定であり、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で経済建設委員会委員長報告を終わります。

議長（下西淳史君） 次に、市町村合併問題調査特別委員会委員長、水沢健一議員。

市町村合併問題調査特別委員会委員長（水沢健一君） 市町村合併問題調査特別委員会委員長報告を行います。

まず初めに、合併に関して、市議会と本特別委員会でのこれまでの取り組みの経過を確認をいたしました。次に、市長以下執行部出席のもと、各委員より、合併の是非や法定協議会の設置についての意思表示をしていただきました。意見としては、5名の委員より、アンケート結果を重視すべきである、単独での生き残りは十分可能である、住民の顔の見

える市政を目指したい、境港市の規模は行政効率が良い、枠組みが未定であり、法定協議会設置後の脱会是他市町村に与える影響は大き過ぎるなどの理由により、法定協議会の設置には反対との意見がありました。また、3名の委員より、住民への情報提供が足りない、住民投票を条件に法定協議会に参加すべきである、ぎりぎりまで市民の声を聞くべきであるなどの理由により、法定協議会の設置に賛成するとの意見がありましたことを報告いたします。

なお、委員以外の全出席議員からも意見を述べていただきましたことを付言いたします。

以上、市町村合併問題調査特別委員会委員長報告を終わります。

議長（下西淳史君） 以上で委員長報告を終わります。

討論に入ります。

通告により、定岡敏行議員。

5番（定岡敏行君） ただいま行われました各委員長の報告に対し、順次、幾つかの議案について反対討論を行ってまいります。

第1に、総務委員長報告のうち、陳情第18条及び閉会中の継続審査となっていた陳情第7号、9号、いずれも有事法制に反対する意見書提出を求めるものであります。

今、アメリカによるイラク攻撃が現実的な危険として世界を心配させています。そのアメリカの要請にこたえて、64%の国民が反対する中、イージス艦がインド洋に派遣をされました。そして、政界きっての軍拡・核武装論者でもある石破茂氏が防衛庁長官となつて、核武装、ミサイル防衛システムまで言及し始めています。

こうした日々の現実が、有事法制とは、有事の備えどころか、こうしたアメリカの戦争に協力していくための国内法整備だということを示しているのではないのでしょうか。備えあれば憂いなし、そういうことではなくて、こうした日本の言動が、今また中国や韓国など東アジア諸国に、新たな対日懸念、緊張、新たな憂いを広げています。大切なことは有事対策ではなくて、このアジアに友好と信頼のきずなを広げることです。美保基地や港湾を抱えるこの境港市にとって、また環日本海諸国との友好の道に、この発展を目指している境港市にとって、ゆるがせにできない問題です。継続審査にではなく、急いで採択すべきものと主張をいたします。

続いて、教育民生委員長報告のうち、議案第85号、海とくらしの史料館に関する条例制定及び議案第87号、境港市温水プール条例の一部を改正する条例制定について、いずれも借金を重ねて箱物建設に税金をつぎ込んできたこれまでのツケを、高齢者や障害者など社会的な弱者に回そうとするもので、原案どおり可決すべきものとの報告に反対をします。第87号については安田議員の反対討論があり、私は省略をいたします。

陳情第17号、物価スライドによる年金引き下げに反対し最低保障年金制度の創設を求める陳情についてですが、不採択との報告に反対し、採択すべきと主張いたしますが、9月議会で、議案第66号、国保条例の一部改正に関する条例制定で触れたことと重複いたしますので、討論を省略いたします。

陳情第14号、保育所最低基準職員配置の改善を求める意見書提出に関する陳情、及び陳情第15号、保育所運営費の基準の改善を求める意見書提出に関する陳情についてですが、陳情の趣旨は、保育士をもっとふやせるように配置基準の見直しや運営費の充実を求めて、国に意見を上げてほしいというものです。

3月に、NHKBSが、3日間にわたるインターネットディベート「保育所をどう変える」というのが放映をされました。この討論の中で、30代の女性が、この国で子供を育てていくことが社会のお荷物になっているようで涙が出ましたとメールを寄せていらっしゃいました。保育環境の改善、充実の努力が、この少子化の時代を乗り越えて次の世代を築く社会の要請で、大切な幼児期の教育と発達保障が今、大きな問題になっています。

ところが、日本の保育士の人数は国際的に比較しても大変少なく、例えばイギリス、2歳未満児では3人に1人、2歳児で4人に1人、3、4歳児で8人に1人です。アメリカ、フランス、スウェーデン、ドイツなど、3歳から5歳児は8人に1人から10人に1人というのが普通だといえます。日本は3歳児で20人に1人、4、5歳児となれば30人に1人というのが現状です。今、小学校でさえ30人以下を目指すというのに、この現実です。当局の説明でも、保育現場の改善への要望は切実、こういうふうにありました。この10月には日保協、全保協、私保連などのいわゆる保育3団体が、保育を守る緊急の全国大会を開き、切実な声を上げている問題です。

気持ちをわかってもらえるなら、国に意見書を上げてほしいというのが陳情です。趣旨は採択するが意見書は出さないよというのであれば、気持ちはわかるが何もしてあげないよということであり、趣旨採択の意味がありません。ぜひ採択し、意見書送付すべきものと主張いたします。

続いて、経済建設委員長報告のうち、議案第90号、さかいポートサウナの条例改定についてですが、これは永田議員が討論されますので、省略をいたします。

以上で討論を終わります。

議長（下西淳史君） 次に、安田優子議員。

7番（安田優子君） 私は、ただいまの教育民生委員長報告のうち、議案第87号、境港市温水プール条例の一部改正について、採択に反対する討論を行います。

今回の改正は、利用者のうち、これまで使用料を減免していた心身障害者、機能回復訓練者については半額の260円に、70歳以上については全額の520円にするというものでありますが、私はこれに異議を唱えたいと思います。

水泳や水中ウォーキングが健康増進、機能回復や障害予防に大きな効果を上げることは申すまでもありません。人によっては、西洋医学による物療治療以上の効果があらわれることもあり、それゆえに市民は自分の体、健康の度合いに応じて最大限このプールを利用しているのだと推察しますし、市もそのような利用を推奨する方向でこれまで減免策を講じてきたのではないのでしょうか。

結果として、年間の利用者数が、心身障害者587人、機能回復訓練者5,450人、

70歳以上3,233人という大きな数字になっておりますが、今回の改正による使用料の増収見積もりは135万2,000円であり、これは現在の利用者が半減することを予想しての数字であります。

私は、この利用をやめると見られる50%の人の流れを予想するとき、プールを利用しての予防や治療から医療・物療治療への転換などを考慮するならば、果たしてこの値上げが市の財政運営上どれほどの効果を上げるのかということも勘案されねばならないと考えるものであります。すなわち、今回の改正に当たって、医療費や保険費等への連動というような視点からの検討がなされたでしょうか。担当の部署のみで短絡的に決定されたことではないかと大いに疑問が残ります。今回の決定以外に異なった方策はなかったでしょうか。

ちなみに隣の八束町は、歩行専門の温水プールとサウナ、ふるつきで、1日の平均利用者数は約100人弱、使用料については、町内利用者は200円、うち65歳以上については半額の100円ですが、町外利用者からは300円を徴収しています。そして、利用者の半分以上が境港市民だということです。

加えて、これまで進めてきた市民の健康増進、市民福祉の向上という市政のありようとの整合性はどう結びつくのでしょうか。

私は、行財政改革というのは、一つ一つの改革に境港市政の方向性と理念が語られねばならないと思うのであります。市政全般をにらんでの決断が求められると思うのです。これから本格化するであろうこの行財政改革について、安易な取り組みに警鐘を鳴らす意味からも、今回のプール使用料の改正に反対します。

議長（下西淳史君） 次に、永田辰巳議員。

3番（永田辰巳君） 今議会において、70歳以上の高齢者の使用料等の値上げが3件ありました。私は、そのうち議案第90号、さかいポートサウナ条例の一部を改正する条例について、反対の討論を行います。

その内容は、70歳以上の人の入浴料を、現行300円を500円に値上げするものであります。

市長は以前から、福祉・環境・教育を政治指針となされ、高齢者施策では前向きに取り組まれ、市民も頼もしく評価していたところであります。この12月議会で、入るをはかって出るを制すと発言され、一瞬注目したのであります。が、今回のこの議案の内容は、生活弱者から、わずかな入るをはかって出るを制することなく、の提案でありました。肝心の市長の政治理念はどこへ行ったのでありましょ。老人福祉政策は、はるかかなたに忘却なされたのでありますまいか。毎年開かれる境港市高齢者スポーツ大会あるいはグラウンドゴルフ大会で私も御一緒することがよくあるんですけど、市長はあいさつの中で、高齢者の健康を喜び、諸先輩の豊かな人生を支援すると約束され、大きな拍手をよく耳にしたのであります。こういう中、言葉裏腹。70歳以上の高齢者だけの値上げ提案とは不可解でなりません。来年の大会ではプーイングが来そうであります。私は、市長の名誉

のためにも、この議案は廃案すべしと思考するところでございます。

また、国においても、年金受給者１％カット。かつて経験したことのない既得権益からまで減額するものであります。また介護報酬しかり。高齢者たたきとしか見えません。

私は、本市における７０歳以上の市民のやすらぎのために、嘗々と築き上げられた人生の先達の尊厳のために、この議案には反対するものであります。御清聴ありがとうございました。

議長（下西淳史君） 討論を終わり、採決いたします。

まず、議案について採決いたします。

議案第８５号、海とくらしの史料館条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、議案第８５号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第８７号、境港市民温水プール条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、議案第８７号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第９０号、さかいポートサウナ条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、議案第９０号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました議案を除く各議案は、それぞれ原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下西淳史君） 御異議なしと認めます。よって、議案第８１号、平成１４年度境港市一般会計補正予算（第３号）、議案第８２号、平成１４年度境港市下水道事業費特別会計補正予算（第１号）、議案第８３号、境港市介護予防筋力向上トレーニング事業手数料の徴収に関する条例制定について、議案第８４号、境港市生活支援ハウス手数料の徴収に関する条例制定について、議案第８６号、境港市民体育館条例の一部を改正する条例制定について、議案第８８号、境港市特別医療費助成条例の一部を改正する条例制定について、議案第８９号、境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、議案第９１号、境港市営住宅条例の一部を改正する条例制定について、議案第９２号、境港市公共下水道条例等の一部を改正する条例制定について、議案第９３号、水木しげる記念館条例制定について、議案第９４号、重要な公の施設の指定に関する条例の一部を改正する条例

制定について、議案第95号、境港市及び美保関町境水道大橋通行料金助成協議会の廃止については、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

次に、陳情について採決いたします。

陳情第14号、保育所最低基準職員配置の改善を求める意見書提出に関する陳情は、委員会においては、趣旨採択であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第14号は、趣旨採択と決しました。

次に、陳情第15号、保育所運営費の基準の改善を求める意見書提出に関する陳情は、委員会においては、趣旨採択であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第15号は、趣旨採択と決しました。

次に、陳情第17号、物価スライドによる年金引き下げに反対し最低保障年金制度の創設を求める陳情は、委員会においては、不採択であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第17号は、不採択と決しました。

次に、陳情第18号、有事法制に反対する陳情は、委員会においては、閉会中の継続審査であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第18号は、閉会中の継続審査と決しました。

次に、閉会中の継続審査になっておりました陳情第7号、有事法制に反対する意見書の提出についての陳情は、委員会においては、閉会中の継続審査であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第7号は、閉会中の継続審査と決しました。

次に、同じく閉会中の継続審査となっておりました陳情第9号、第154通常国会審議中の有事関連法案に対する意見書提出の陳情は、委員会においては、閉会中の継続審査であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第9号は、閉会中の継続審査と決しました。

次に、陳情第16号、人工肛門・人工膀胱・保有者補装具自己負担助成についての陳情は、委員会においては、趣旨採択であります。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下西淳史君） 御異議なしと認めます。よって、陳情第16号は、趣旨採択と決しました。

日程第3 報告第18号・議案第96号～議案第99号

議長（下西淳史君） 日程第3、報告第18号、議会の委任による専決処分の報告についてから、議案第99号、境港市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてまでを一括議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

黒見市長。

市長（黒見哲夫君） 報告第18号の報告並びに議案第96号から議案第99号までの提案理由につきまして、一括して申し上げます。

報告第18号は、事故の損害賠償額を定めたもので、法の定めるところにより専決処分いたしましたので、御報告いたすものでございます。何とぞ御了承を賜りますようお願い申し上げます。

議案第96号は、平成14年度一般会計補正予算でございます。歳出につきましては、国家公務員等に準ずる制度改正等によりまして人件費を減額、商工費におきまして水木上げる記念館建設事業費880万円を減額する一方、土木費におきまして境港駅岬町線アーケード設置事業費880万円などを増額、歳入につきましては、財政調整基金繰入金1,237万円余を減額いたしております。以上によりまして、歳入歳出それぞれ1,237万9,000円を減額し、予算総額を173億2,085万8,000円といたすものでございます。

議案第97号は、平成14年度下水道事業費特別会計補正予算でございまして、会計間移動等による職員の人件費の増額によりまして、歳入歳出それぞれ335万1,000円を増額し、予算総額を22億9,987万4,000円といたすものでございます。

議案第98号は、平成14年度境港新都市土地区画整理費特別会計補正予算でございまして、会計間移動等による職員の人件費の増額によりまして、歳入歳出それぞれ126万2,000円を増額し、予算総額を7億5,426万2,000円といたすものでございます。

なお、以上の措置により、人件費に関する補正予算について、特別会計を含めた全会計では、職員退職手当5,974万円余が増額となる一方、給与改定に関する所要額3,188万円余、時間外手当1,607万円が減額となるなど、人件費の補正額1,237万円余の減額となるものでございます。

議案第99号は、一般職の職員の給与について、国家公務員等に準じて所要の改正をい

たすものでございます。

以上、提案理由を申し上げましたが、何とぞよろしく御審議の上、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（下西淳史君） 中村総務部長の補足説明を求めます。

中村総務部長。

総務部長（中村勝治君） 給与改定に伴います条例の改正につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案の11、12ページに主な改正点を掲載いたしております。ごらんいただきたいと思っております。

まず、1の給料表の改定でございます。国家公務員に準じて改定いたすものでございまして、改定率はマイナスの1.96%であります。また、2の(1)扶養手当につきましては、配偶者に係る額を、月額1万6,000円から1万4,000円に2,000円減額をいたしまして、3人目以降の扶養親族に係る額は、月額3,000円から5,000円に増額するものでございます。いずれも施行日は平成15年1月1日でございます。

次に、2の(2)の職員の期末手当、勤勉手当の改定でございます。平成15年3月の期末手当の支給割合を、現行から100分の5を減じまして100分の50とし、また、(3)に記載しておりますように、特例として、平成14年8月から14年12月までの例月の給与及び12月の期末・勤勉手当について、実際に支給した額と今回の改定後の給料表並びに扶養手当を適用した場合との差額を差し引いた額を、3月の期末手当の額として支給するものでございます。これも施行日は平成15年の1月1日でございます。

さらに、平成15年度以降の期末手当、勤勉手当の支給割合について、6月、12月の期末・勤勉手当の支給割合を、ここに掲げておりますようにそれぞれ改定いたしまして、3月の期末手当につきましては廃止するものでございます。なお、特定幹部職員につきましても、記載しておりますように改定をいたしますが、いずれの職員も、支給割合の合計は、改定前、改定後とも100分の465となっております。施行日は平成15年4月1日でございます。

次に、3の特別職及び教育長の期末手当でございます。一般職の職員と同様に、平成15年3月の期末手当の支給割合は、100分の55から100分の50となります。また、平成15年以降の期末手当の支給割合につきましての改定は、一部改正条例中附則で規定をいたしておりますが、6月と12月の期末手当の支給割合を、ここに掲げておりますようにそれぞれ改定をいたしまして、3月の期末手当につきましては廃止となるものでございます。なお、支給割合の合計は、改定前、改定後とも100分の350で変わりはありません。平成15年度以降の期末手当の改定についての施行日は、平成15年4月1日でございます。

最後に、職員の育児休業に関する条例につきまして、3月の期末手当が廃止になることに伴いまして、育児休業取得職員の期末手当の支給について、所要の改正を行うものでござ

ざいます。施行日は平成15年4月1日でございます。

以上がこのたびの給与改定の内容でございます。

議長（下西淳史君） 質疑がありましたらどうぞ。

〔質疑なし〕

議長（下西淳史君） 質疑を終わります。

討論がありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下西淳史君） 討論を終わり、採決いたします。

議案第96号、平成14年度境港市一般会計補正予算（第4号）から議案第99号、境港市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下西淳史君） 御異議なしと認めます。よって、議案第96号、平成14年度境港市一般会計補正予算（第4号）、議案第97号、平成14年度境港市下水道事業費特別会計補正予算（第2号）、議案第98号、平成14年度境港市境港新都市土地区画整理費特別会計補正予算（第1号）、議案第99号、境港市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決いたしました。

日程第4 議員提出議案第8号

議長（下西淳史君） 日程第4、議員提出議案第8号、「隠岐諸島西方における米軍水中爆破訓練の実施に関する意見書」の提出についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

水沢健一議員。

11番（水沢健一君） 議員提出議案第8号の提案理由の説明は、本文の朗読をもってかえさせていただきます。

隠岐諸島西方における米軍水中爆破訓練の実施に関する意見書。去る11月14日、隠岐諸島西方の我が国の排他的経済水域において、アメリカ合衆国海軍による模擬機雷の水中爆破訓練が実施された。この海域は、最盛期を迎えているベニズワイガニ漁業、沖合底びき網漁業、イカ釣り漁業の重要な漁場であり、このような時期に訓練が実施され、漁業者の安全が脅かされたことに、強い憤りを感じている。また、実施海域は、水産資源、特に回遊魚の通り道であり、悪影響は避けられない。また、今回の訓練について、鳥取県並びに本市に事前連絡もなく訓練が実施されたことは、漁業者の安全確保を図る上で大きな問題が生じたところであり、極めて遺憾なことである。

よって、政府におかれては、米軍に対し、重要な漁場となっている水域では訓練を行わないよう要請するとともに、関係地方団体に対し情報の提供を迅速かつ確実に実施されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上であります。

議長（下西淳史君） お諮りいたします。議員提出議案第8号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下西淳史君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第8号、「隠岐諸島西方における米軍水中爆破訓練の実施に関する意見書」の提出については、原案のとおり決しました。

日程第5 議員提出議案第9号

議長（下西淳史君） 日程第5、議員提出議案第9号、境港市存続についての決議を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

渡辺明彦議員。

10番（渡辺明彦君） 議員提出議案第9号、境港市存続についての決議について、提案理由を申し上げます。提案理由は、本文の朗読をもってかえさせていただきます。

市町村の合併の特例に関する法律の適用期限が平成17年3月31日であることから、各地において市町村合併に関する論議が活発になされている。境港市においても、市長の2回にわたる7地区での住民説明会や各種団体への説明会、また、3,000人の市民に対するアンケート調査が実施された。市議会においても市町村合併問題調査特別委員会が設置され、合併に関する諸問題を検討してきた。関係市町村の合併論議が進む中、境港市議会は明確な意思を市民に示すべき責任がある。したがって、私たちは、境港市単独の存続が最良の選択と信じるものである。

1つ、私たちは、先人が築き上げた歴史、文化、地域特性を生かしたまちづくりを推進すべきと考える。2つ、市民と一体となった行財政改革に取り組み、単独市政運営は可能であると考え。3つ、我が地域を愛する市民主役のまちづくり、住民の顔の見えるまちは、境港市の自立によってこそ実現できると考える。

以上決議する。

何とぞよろしく採択賜りますようお願い申し上げます。

議長（下西淳史君） 討論の通告がありますので、これを許します。

長谷正信議員。

8番（長谷正信君） 私は、議員提出議案第9号に反対する立場から討論を行います。地方交付税などの措置や市町村の適正規模などに対する国の方針では、今までの市民サービスが不可能になる状況であり、単独市政存続は、終戦後の厳しい状況と似ており、その覚悟で臨まなければならないからであります。

決議案の文面は、まことに立派で、非の打ちどころがありません。私もできるなら賛成

したいのであります。ところが、その内容に具体性がありませんので、市民の判断を求めることは極めて困難であります。

議員も市長も直接市民から選ばれており、この意味は、市民の対応を議会が議論でチェックするものであり、いわば市民の駆け込み寺とも言うべき議会がその機能をみずから放棄するものであり、議会不要論につながるものであります。

歴史、文化、地域の特性を生かしたまちづくりとありますが、どういう財政的裏づけでされるのかを示していないのであり、全く無責任と言わざるを得ないのであります。例えば公民館や小学校を存続し、校区の存続を死守するとか、そういうことが書いてありません。また、市民と一体となった行財政改革をするとのことではありますが、内容がありません。例えば議員の報酬を半分にするとか、視察、交際費、事務局の職員を減らすとか、市の財政規模を120億円に、職員も180人、人件費は15億円以下にするとか、また、民間委託を徹底的に進める、不要な市の施設は廃止する、その上で教育、福祉、環境にお金を使って、ほかの部門には使わないと、そういう厳しい内容を示すべきであります。

また、市民主役のまちづくりとありますが、この決議は、市民の参加を封じ込めるものであり、全く論外であります。議会は独自のアンケートも市民説明会もせず、市長の行ったアンケートの678人の反対を信じ、丸飲みして、議員であれば落選するような人数の票であります。残りの2万8,000人の意思はどうなっているのか全く不可解であります。文案は抽象的にまとめられており、全く内容がないので、説得力がありません。

私自身も、具体的内容が示され、市民がそれに納得するのであれば、単独市政でも賛成できるのであり、そもそも決議が大部分の賛成で議決されるもので、3分の1も反対表明があるものを議決するとすべきであるのでしょうか。これを強行すれば、議会の死を意味するもので、徹底的な議論を行い、市民に具体的な内容を示した上で決議すべきものと考えております。

私は、合併するもしないも、市民参加で決めるべきであって、それを担保するのが議会の役目であると信じております。もしこのまま議論もせず単独で残った場合の財政的負担の責任は、賛成した議員にあり、私は、その分だけ税金を供託するか、特定寄附をする考えであります。徹底的な議論もしない決議案に反対するものであります。

なお、付言すれば、私は、黒見市長を不信任する決議案とも思っておりますが、市長はまた市民から直接選ばれておりますので、市長は市長自身の考えで行動すべきことであろうと思っております。以上で終わります。

議長（下西淳史君） 次に、森岡俊夫議員。

19番（森岡俊夫君） 私は、議員提出議案第9号、境港市存続についての決議に、賛成の立場から討論をいたします。

市町村合併議論の本質は、地方分権の受け皿として、地方公共団体が自己決定、自己責任の原則のもと、自立に向けた新たな地方行財政の枠組みを構築することであり、これまでのような均一化した自治体形成から、それぞれの地域が有する歴史、文化、伝統などの

特性を生かした個性あるまちづくりへ向け、これまでの行政のあり方、やり方を見直すことであります。

しかしながら、現在の市町村合併は、財政危機を背景とした議論が国主導で進められ、財源移譲や財政的確保の約束もなく、国自身の改革のシナリオもないまま、市町村に合併を押しつけようとするものであります。

そもそも地方財政が苦しいのは、借りた者勝ちという財政規律を生む国の財政政策に協力してきたからで、本来の地方分権を目指すためには、根本的な財源移譲、税源移譲が必要不可欠であることは言うまでもありません。このような国の姿勢は、真に地方分権を目指す地方公共団体にとっては本末転倒であると言えるのです。

境港市の現状は、確かに財政指数では硬直的な財政運営を強いられていますが、港湾、漁港、空港などの公共インフラが既に整備されており、他の地域には見られないほど地域特性がはっきりしています。これは境港市の財産であり、わずか5キロメートル四方の狭い地域に約3万7,000人規模の人口が集積されていることから考えても、本市ほど住民の顔の見えやすい自治体は全国でも珍しいと思われれます。しかも平たんであるという恵まれた地形特性を有していることから、道路などの費用効率も他の中山間地域に比べても断然にすぐれております。

このような状況であることから、境港市は、先人の築いた歴史、文化、伝統や境港固有の特性を生かした自立したまちづくりを推進することで、そしてさらに住民の視点に立った自治体運営と、税金を必要とするところに有効に使う行財政改革に取り組みれば、単独市政は十分に可能であると考えます。

これらのことを踏まえ、現時点での市町村合併に対する考え方を申し述べます。

1つ、個性ある自立とはならないこと。先ほど申しましたように、財源移譲なくして地方分権は実現できません。合併しても財源移譲がなければ国に頼るシステムは変わらないからです。

2つ、問題の先送りをしてはなりません。市町村合併で職員が減り、効率化されると思われていますが、短期的には職員は減りません。また、合併特例債で金銭的恩恵が受けられるようなイメージもありますが、新たな借金を次の世代に残すだけということになります。本質的な問題に手をつけないと、合併は単なる問題の先送りとなるだけです。

3つ、住民自治の空洞化を招き、大きな自治体だと住民が当事者たり得なくなります。合併して大きな自治体になれば、地域の問題点が薄まってしまい、問題が顕在化しません。問題解決しようと思わず放置されれば、住民が不幸な状況になるだけです。地域の問題を効率的に解決していくためには、住民が当事者であることが重要になってきます。

4つ、自己責任を放棄してはなりません。サービスは高い方に、負担は低い方にとという理念で合併が推進されていますが、合併して世帯が大きくなったからといって、住民サービスを向上させるための財源的な余裕はありません。合併すればだれかが助けてくれるというような風潮は、未来にとって悪しき前例となり、自己責任の放棄と言えます。ずうた

いだけが大きくなった自治体は、将来かえって厄介な存在になってしまうのではないでしょうか。

以上の理由により、私は、現時点での市町村合併に反対するものであり、したがって、境港市存続についての決議に対し賛成するものであります。以上。

議長（下西淳史君） ほかにありませんか。

〔討論なし〕

議長（下西淳史君） 討論を終わり、採決いたします。

議員提出議案第9号について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、議員提出議案第9号、境港市存続についての決議は、原案のとおり決しました。

ただいま可決いたしました意見書決議は、議長名で関係する諸機関へ送付いたします。

〔黒見哲夫市長 「議長」と呼ぶ〕

議長（下西淳史君） 市長から発言を求められましたので、許します。

黒見市長。

市長（黒見哲夫君） 合併問題につきまして、私の考え方を申し述べます。

ただいまは、議員提出議案第9号によりまして、境港市は合併でなく存続すべきとの議会決議が採択されました。私は、これを議会の御意思と、非常に重く受けとめております。これからは新しい境港市の建設に向けて、大変厳しい苦難の道を歩むこととなりますが、これには市議会の絶大なる御支援、御協力が不可欠であります。今後とも何とぞよろしくお願い申し上げます。

また、市民の皆様におかれましても、境港市単独生き残り策の行財政改革を初めとするさまざまな取り組みに対しまして、温かい御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

私の合併問題について、合併ではなく単独存続することを私の意思といたしまして、ここに表明いたしたいと存じます。

閉 会 （ 1 1 時 1 5 分 ）

議長（下西淳史君） 以上で今期定例市議会に付議された議案並びに陳情の審議を終了いたします。

これをもって第4回境港市市議会定例会を閉会いたします。

なお、議会運営委員会でお話ししましたように、議員報酬等について、市議会改革協議会に諮問をしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

御苦労さんでございました。